平成２４年（フ）第８３２号
東京都清瀬市竹丘１丁目13番19―303号
債務者　山田　イマ
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４４号
東京都立川市高松町３丁目32番７号ホワイトコーポ中野103号
債務者　菅井　一恵
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５０６号
横浜市中区寿町３丁目12番地14　ひまわり館401号室
債務者　谷口　友秀
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４９号
東京都町田市高ケ坂1844番地公社住宅Ｂ427
債務者　田上　賢次
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７０号
愛知県豊橋市西羽田町154―４サンハウスシャイン101、住民票上の住所愛知県豊橋市大岩町字東郷内186番地
債務者　タスカルこと　加藤　祐介
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１８７号
愛知県田原市姫見台６番地２　フォレストＢ301号室
債務者　武井　恵幸
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１５６７号
千葉市稲毛区あやめ台２番27棟301号
破産者　トーヨーサービス有限会社
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第４８号
北海道沙流郡日高町字厚賀町354番地
破産者　鈴木　　昇
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所浦河支部

平成２３年（フ）第１２９１号
千葉県市原市南岩崎518番地の２
破産者　有限会社櫛田工務店
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７６号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区35棟201号、開始決定時の住所千葉市花見川区花島町140番地１　油井花見川アーバンコンフォート704号
破産者　鈴木　　勲
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６号
千葉県南房総市千倉町千田868番地
破産者　髙橋　慶一
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１５３３号
東京都日野市日野台１丁目１番地の27コーポ高１Ｆ、破産手続開始決定時の住所東京都日野市日野台１丁目７番地の13ラング・マンション日野101
破産者　塚本　信幸
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５６８号
東京都府中市白糸台２丁目40番地の24、開始決定時の住所東京都府中市白糸台２丁目44番地の24
破産者　宇野　滋之
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
東京都立川市錦町３丁目12番16号ハイネス立川414号
破産者　鈴木　和美
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３号
熊本県八代市鏡町鏡285番地９、開始決定時の住所熊本県八代郡氷川町野津745番地４
破産者　秋山千津子
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１６０号
奈良県香芝市下田東１丁目319番地の５、前住所大阪市生野区小路東１丁目７番19号　ＧＬＳ小路東301
破産者　青木　謙友
1　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
2　一般調査期日　平成24年10月22日午前10時30分
平成24年８月13日
奈良地方裁判所葛城支部破産係